

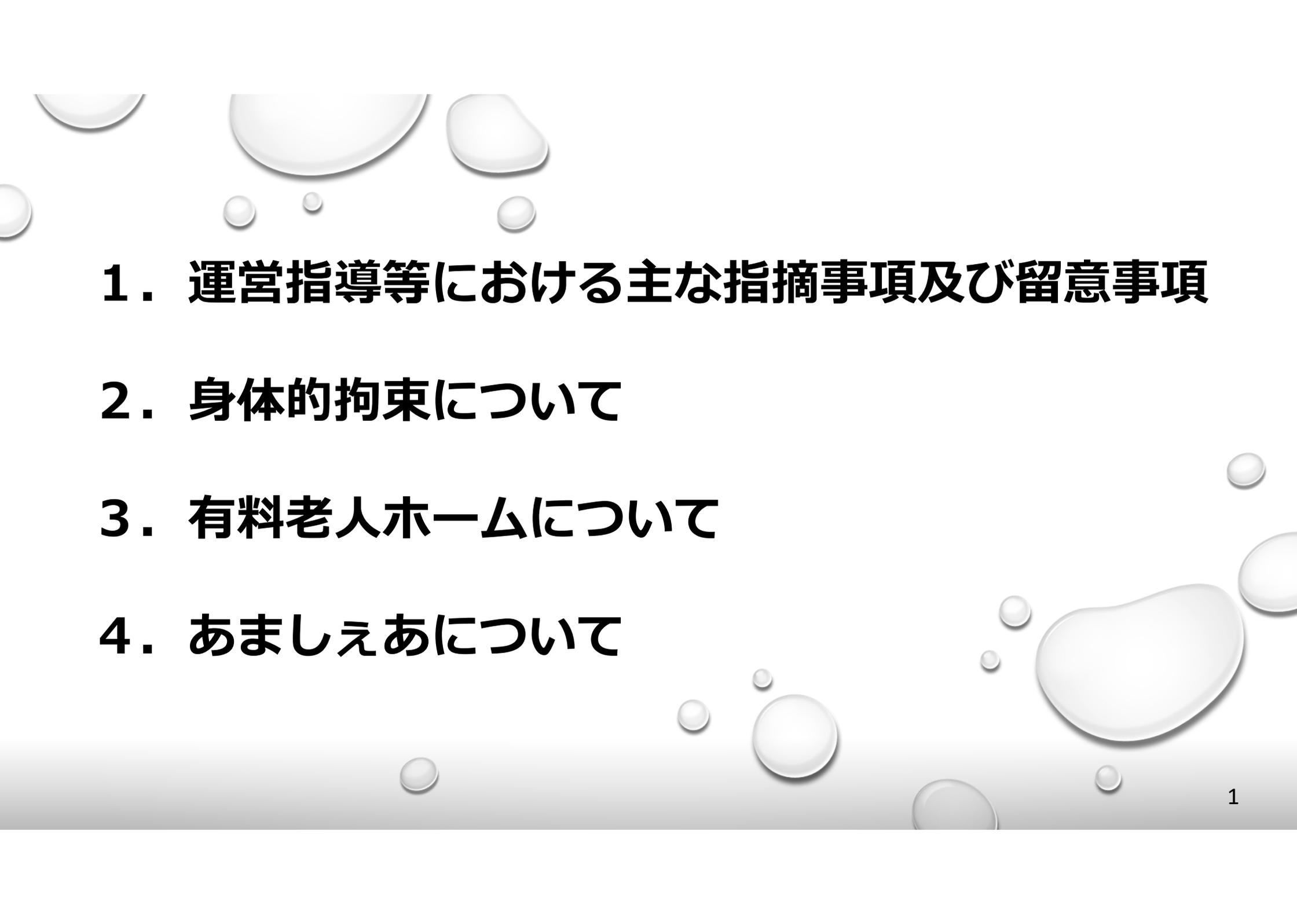
【資料22】

令和4年度介護保険サービス事業者等集団指導資料



尼崎市からのお知らせ

尼崎市健康福祉局法人指導・障害福祉担当法人指導課

- 
- 1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項**
 - 2. 身体的拘束について**
 - 3. 有料老人ホームについて**
 - 4. あましえあについて**

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【人員に関する基準】

○配置基準

- ・ 指定基準に定められている従業者の員数を配置していない又は必要な時間数配置していない。
⇒ 欠如している職種により人員基準欠如減算の適用となる場合がありますので、請求に当たっては、指定基準を満たしているかどうかの確認を行ってください。なお、人員基準欠如減算の有無にかかわらず、必要な従業者の配置に向けた改善の取組みが必要です。

○勤務体制の確保

- ・ 月ごとの勤務表が作成されていない。
- ・ 勤務表において、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていない。

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

- 運営規程等の記載
 - ・運営規程及び重要事項説明書に記載している内容が実態と異なっている。
- 各サービスにおける計画書の作成
 - ・計画書について、利用者等に対して説明し、同意を得て、交付した記録が確認できない。
- 苦情対応
 - ・苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容を記録を残していない。
- 職員研修
 - ・事業所の従業者の職務内容、経験等に応じて研修の実施計画を作成していない。
 - ・実施した研修の記録（研修資料を含む。）を残していない。

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○事故発生時等の対応

- ・事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めていない。
- ・事故発生時等において、管理者に報告され、改善策が従業者に周知される体制が整備されていない。
- ・定期的に、事故発生又はその再発防止について、会議や従業者に対する研修が行われていない。

○ハラスメント対策

- ・職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- ・ハラスメントにかかる相談等に応じ、適切に対応するための窓口の設置やその周知がされていない。

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的計画を立てていない。
⇒ 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知していない。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
※消防法の規定により、
消防用設備点検や防火管理者の選任等が必要となる場合があります。
【通所系、居住系、施設系サービス】

○地域との連携等

- ・開催している運営推進会議もしくは介護・医療連携推進会議の記録が確認ができない。
【地域密着型サービス】

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【報酬に関する基準】

○基本報酬

- ・報酬告示に規定する基本単位数に基づくサービスを行った記録を適切に作成及び保管できていない。

○加算・減算

- ・各サービスにおける報酬告示及び留意事項通知により規定されている算定要件を満たしていることがわかる書類の作成及び保管できていない。
 - ⇒ 請求に当たっては、算定要件を満たしているか、記録を残しているかどうかの確認を行ってください。
- 特に、従業員の配置・資格が要件となる加算を算定している場合は、従業員の退職等で算定要件を満たせなくなる場合がありますので注意が必要です。

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

○業務継続に向けた取組の強化 ※令和6年4月1日より義務化

- ・業務継続計画の策定
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知
- ・業務継続計画に基づく、必要な訓練を定期的実施
- ・業務継続計画に基づく、必要な研修を定期的実施
- ・定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じて変更

(参考) 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

サービス種別により、委員会・研修等を開催すべき頻度が異なりますので、指定基準・解釈通知を確認してください。

○感染症対策の強化 ※令和6年4月1日より義務化

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施
- ・従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施
(※施設系サービスは食中毒の予防について含みます。また訓練のみ3年間の経過措置期間中です。)

1. 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

- 高齢者虐待防止の推進 ※令和6年4月1日より義務化
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - ・虐待の防止のための指針の整備
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
 - ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選任

サービス種別により、研修を開催すべき頻度が異なりますので、指定基準・解釈通知を確認してください。

- 認知症介護基礎研修の受講 ※令和6年4月1日より義務化
 - ・医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる必要があります。

- 栄養及び口腔衛生の管理 ※令和6年4月1日より義務化
 - ・令和3年度より栄養マネジメント加算及び口腔衛生管理体制加算が廃止され、栄養ケア・マネジメント及び口腔衛生の管理を基本サービスとして行う必要があります。管理栄養士による各入所者の状態に応じた計画的な栄養管理、口腔衛生の管理体制の整備による各入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生管理が求められます。

【施設系サービス】

2. 身体的拘束について

○身体的拘束の禁止

例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス

- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・（介護予防）短期入所療養介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・有料老人ホーム

身体的拘束等を例外的に行う場合には・・・
身体的拘束等に関して、その様態及び時間、その他の利用者又は入所者の心身の状況、
緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

記載のないサービスについては、身体的拘束等を行うことはそもそも想定されていない

<例外的に行う場合の要件>

次の3つの要件をすべて満たしていること

切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体的拘束について

○身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等を適切に行うためには必要な記録を行うことが必要であるとともに、次に記載の身体的拘束等の適正化を図るための措置を行うことが必要です。実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の適用となります。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

～身体拘束廃止未実施減算の対象サービス～

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

<有料老人ホーム、障害福祉サービスの一部、障害児通所支援サービス>

身体的拘束適正化委員会の開催、指針の整備、研修を行っていただく必要があります

※障害福祉サービスの一部、障害児通所支援サービスにおいて、委員会等が未実施の場合は令和5年4月から身体拘束廃止未実施減算の適用となりますので、障害福祉サービス等運営法人はご注意ください。

3. 有料老人ホームについて

有料老人ホームとは・・・老人福祉法に規定された事業
入居している高齢者に対して、

- ①入浴、排せつ又は食事の介護
- ②食事の提供
- ③洗濯、掃除等の家事
- ④健康管理

いずれか一つのサービスを提供

委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホームに該当します。
なお、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がなくても、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、**入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されることが認められる場合は有料老人ホーム**として取り扱って差し支えないとされています。

**有料老人ホームに該当する場合、
設備面等が指導指針に適合しなくても届出義務があります
(届出等に関する相談：介護事業所指定担当 (06-6489-6143) へ)**

4. あましえあについて

尼崎市地域情報共有サイト「あましえあ」

⇒ 地域資源・介護・医療・障害福祉データベースを構築し、
2つのサイトで情報発信を行っています。

①住民向け情報検索サイト【あましえあ】

②関係者向け情報発信サイト【あましえあ（関係者用）】

- ・ID、パスワードを入力し、関係者のみ閲覧可能（ID等は各事業所宛てに通知済み）
- ・尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイト

介護保険に関するお知らせや通知等、各事業所宛てに、メールやFAXでお知らせしていましたが、「あましえあ 関係者用サイト」のお知らせ欄での発信に移行しています。

未登録の事業所は、初期登録の手続きをお願いします。
（IDなどの問い合わせ：介護事業所指定担当（06-6489-6143）へ）

ご清聴ありがとうございました。

なお、時間の都合上、今回お伝えできていない事項については、本市ホームページにて資料を掲載しておりますので、ご確認ください。

「**尼崎市ホームページ**」

トップページ> 産業・ビジネス> 各事業者の方へ>

社会福祉法人・社会福祉施設等> 介護サービス事業者集団指導等

※ 「市報ID・ページ番号検索：1033355」